

○環境省令第八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年四月二十八日

環境大臣 山本 公一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）抄

	改 正 後	改 正 前
	<p>第九條の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項各号に掲げる書類及び図面のうち同項第一号、第二号、第五号、第七号に掲げる事項のうち資産に関する調書及び第十号に掲げるものの様式は、様式第六号の二によるものとする。</p> <p>4 5 7（略）</p> <p>第十條の四（略）</p> <p>2 3 4（略）</p> <p>5 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（第九條の二第六項（第十條の九第二項、第十條の十二第二項及び第十條の二十二第二項において準用する場合を含む。）及び第十條の九第三項、第十條の十六第二項及び第十條の二十二第三項において準用する場合を含む。）及び第十條第八項（第十二條の九第四項、第十二條の十一の十二第三項、第十二條の十一の十三第三項及び第十二條の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）を受けている場合は、第二項の規定にかかわらず、同項第八号に掲げる書類のうち第九條の二第二項第九号から第十四号までに掲げるものの全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証（許可の更新の申請の場合にあつては、当該許可に係るものを除く。）を提出させることができる。</p> <p>6（略）</p> <p>第十條の九（略）</p> <p>2 第九條の二第二項（第十五号に係る部分を除く。）から第七項までの規定は、産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第四号及び第五号中「事</p>	<p>第九條の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項各号に掲げる書類及び図面のうち同項第一号、第二号、第五号、第七号に掲げる事項のうち資産に関する調書及び第十号に掲げるものの様式は、様式第六号の二によるものとする。</p> <p>4 5 7（略）</p> <p>第十條の四（略）</p> <p>2 3 4（略）</p> <p>5 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（第九條の二第五項（第十條の九第二項、第十條の十二第二項及び第十條の二十二第二項において準用する場合を含む。）及び第十條の九第三項、第十條の十六第二項及び第十條の二十二第三項において準用する場合を含む。）及び第十條第八項（第十二條の九第四項、第十二條の十一の十二第三項、第十二條の十一の十三第三項及び第十二條の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）を受けている場合は、第二項の規定にかかわらず、同項第八号に掲げる書類のうち第九條の二第二項第九号から第十四号までに掲げるものの全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証（許可の更新の申請の場合にあつては、当該許可に係るものを除く。）を提出させることができる。</p> <p>6（略）</p> <p>第十條の九（略）</p> <p>2 第九條の二第二項（第十五号に係る部分を除く。）から第六項までの規定は、産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第四号及び第五号中「事</p>

業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第四項中「次条各号」とあるのは「第九条の三各号」と、同条第五項中「申請者が令第六条の九第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度に係る」とあるのは「に係る」と、同条第六項中「この項」とあるのは「第九条の二第六項」と、同条第七項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。

3 (略)

(産業廃棄物処理業に係る変更の届出等)

第十条の十 (略)

2 法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による廃止又は変更の届出は、当該廃止又は変更の日から十日（法人で次項第一号又は第二号の規定により登記事項証明書添付すべき場合にあつては、三十日）以内に、様式第十一号による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

3 前項の変更に係る届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 (略)

二 第一項第二号に掲げる事項の変更の場合には、同号イから二までに掲げる者（当該変更に係る者に限る。）の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（同号イに掲げる法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書。同号ハに掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書）並びに法人にあつては登記事項証明書（同号ロに掲げる事項の変更の場合に限る。）

三五六 (略)

(特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請)

第十条の十二 (略)

2 第九条の二第二項から第七項までの規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、同条第二項第十五号中「令第六条の九第二号」とあるのは「令第六条の十三第二号」と、「法第十四条第二項」とあるのは「法第十四条の四第二項」と、「次条第一号」とあるのは「第十条の十二の二第一号」と、同条第四項中「次条各号」とあるのは「第十条の十二の二各号」と、同条第五項中「令第六条の九第二号」とあるのは「令第六条の十三第二号」と、「法第十四条第二項」とあるのは「法第十四条の四第二項」と、同条第六項中「この項」とあるのは「第九条の二第六項」と読み替えるものとする。

3 (略)

(特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請)

第十条の二十二 (略)

2 第九条の二第二項（第十五号に係る部分を除く。）から第七項までの規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第四号及び第

業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第三項中「次条各号」とあるのは「第九条の三各号」と、同条第四項中「申請者が令第六条の九第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度に係る」とあるのは「に係る」と、同条第五項中「この項」とあるのは「第九条の二第五項」と、同条第六項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。

3 (略)

(産業廃棄物処理業に係る変更の届出等)

第十条の十 (略)

2 法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による廃止又は変更の届出は、当該廃止又は変更の日から十日以内に、様式第十一号による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

3 前項の変更に係る届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 (略)

二 第一項第二号に掲げる事項の変更の場合には、同号イから二までに掲げる者（当該変更に係る者に限る。）の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（同号イに掲げる法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書。同号ハに掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書）

三五六 (略)

(特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請)

第十条の十二 (略)

2 第九条の二第二項から第六項までの規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、同条第二項第十五号中「令第六条の九第二号」とあるのは「令第六条の十三第二号」と、「法第十四条第二項」とあるのは「法第十四条の四第二項」と、「次条第一号」とあるのは「第十条の十二の二第二号」と、同条第三項中「次条各号」とあるのは「第十条の十二の二各号」と、同条第四項中「令第六条の九第二号」とあるのは「令第六条の十三第二号」と、「法第十四条第二項」とあるのは「法第十四条の四第二項」と、同条第五項中「この項」とあるのは「第九条の二第五項」と読み替えるものとする。

3 (略)

(特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請)

第十条の二十二 (略)

2 第九条の二第二項（第十五号に係る部分を除く。）から第六項までの規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第四号及び第

五号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第四項中「次条各号」とあるのは「第十条の十二の二各号」と、同条第五項中「申請者が令第六条の九第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度に係る」とあるのは「に係る」と、同条第六項中「この項」とあるのは「第九条の二第六項」と、同条第七項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。

3 (略)

(特別管理産業廃棄物処理業に係る変更の届出等)

第十条の二十三 (略)

2 法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による廃止又は変更の届出は、当該廃止又は変更の日から十日（法人で次項第一号又は第二号の規定により登記事項証明書添付すべき場合にあつては、三十日）以内に、様式第十七号による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

3 前項の変更に係る届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 (略)

二 第一項第二号に掲げる事項の変更の場合には、同号イからニまでに掲げる者（当該変更に係る者に限る。）の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（同号イに掲げる法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書。同号ハに掲げる株主又は出資している者が法人である場合には、登記事項証明書）並びに法人にあつては登記事項証明書（同号ロに掲げる事項の変更の場合に限る。）

三〇七 (略)

(産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請)

第十一条 (略)

二〇七 (略)

8 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの）（第九条の二第六項（第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。）、第十条の四第五項（第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。）及びこの項（第十二条の九第四項、第十二条の十一の十二第三項、第十二条の十一の十三第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により別を受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）を受けている場合は、第六項の規定にかかわらず、同項第十号から第十五号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。

五号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第三項中「次条各号」とあるのは「第十条の十二の二各号」と、同条第四項中「申請者が令第六条の九第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度に係る」とあるのは「に係る」と、同条第五項中「この項」とあるのは「第九条の二第五項」と、同条第六項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。

3 (略)

(特別管理産業廃棄物処理業に係る変更の届出等)

第十条の二十三 (略)

2 法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による廃止又は変更の届出は、当該廃止又は変更の日から十日以内に、様式第十七号による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

3 前項の変更に係る届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 (略)

二 第一項第二号に掲げる事項の変更の場合には、同号イからニまでに掲げる者（当該変更に係る者に限る。）の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（同号イに掲げる法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書。同号ハに掲げる株主又は出資している者が法人である場合には、登記事項証明書）

三〇七 (略)

(産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請)

第十一条 (略)

二〇七 (略)

8 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの）（第九条の二第五項（第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。）、第十条の四第五項（第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。）及びこの項（第十二条の九第四項、第十二条の十一の十二第三項、第十二条の十一の十三第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により別を受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）を受けている場合は、第六項の規定にかかわらず、同項第十号から第十五号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。

(産業廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出)

第十二条の十の二 法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二十三号による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一～六 (略)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一～三 (略)

四 前条第六号に規定する事項の変更の場合には、同号イからニまでに掲げる者(当該変更に係る者に限る。)の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(同号イに掲げる法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員 の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書。同号ハに掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書 並びに法人にあつては登記事項証明書(同号ロに掲げる事項の変更の場合に限る。))

様式第六号の二(第九条の二関係)

(第1面)

事業計画の概要

1. 事業の全体計画(変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

2. 取り扱う産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m <sup>3</sup> /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

備考 取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(日本工業規格 A列4番)

(産業廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出)

第十二条の十の二 法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二十三号による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一～六 (略)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一～三 (略)

四 前条第六号に規定する事項の変更の場合には、同号イからニまでに掲げる者(当該変更に係る者に限る。)の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(同号イに掲げる法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員 の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書。同号ハに掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書 並びに法人にあつては登記事項証明書(同号ロに掲げる事項の変更の場合に限る。))





(第 7 面)  
運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	用途
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・容器等の全体が写るように撮影すること。</li> </ul>	
撮影	年 月 日

運搬容器等の名称	用途
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・容器等の全体が写るように撮影すること。</li> </ul>	
撮影	年 月 日

(第 6 面)  
運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号	
<p>写真の方向等について図示するのが望ましい。</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の前面（真正面）を撮影すること。</li> <li>・ナンバープレートが確認できること。</li> </ul>	
前 面 写 真	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の側面（真横）を撮影すること。</li> <li>・名称等の車体の表示が確認できること</li> </ul> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。</p> <p>車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。</p> </div>	
側 面 写 真	
撮影	年 月 日



(第10面)

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

都道府県知事 様  
(市長)

申請者  
住所  
氏名  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

印

附則

- 1 (施行期日) この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、第十条の十及び第十条の二十三の改正規定は、平成二十九年五月十五日から施行する。(経過措置)
- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告 示

○国家公安委員会告示第二十二号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号(道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件)の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月二十八日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

国家公安委員会委員長 松本 純

改 正 後	国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。 一 次の表の上欄に掲げる一般国道(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三条第二号に規定する一般国道をいう。)のうち、同表の下欄に掲げる区間内の自動車専用道路である部分
改 正 前	国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。 一 [同上]

備考 表中「」の記載は注記である。	[略]	路線名	区 間
	二十四号	城陽市から木津川市まで	天理市から橿原市まで
[同上]	二十四号	五條市から和歌山市まで	天理市から橿原市まで
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]

附則

この告示は、平成二十九年四月三十日から施行する。